

農家負担金軽減支援対策事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2305号
最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2060号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長
国 立 研 究 開 発 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長
北 海 道 知 事
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長
農 林 中 央 金 庫 理 事 長
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

） 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める農家負担金軽減支援対策事業（以下「軽減支援対策事業」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 事業の内容

要綱第3の1に定める各事業の実施の取扱いについては、別紙1から別紙8までに定めるものとする。

第3 助成

要綱第20の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

1 利子補給金等

- (1) 要綱第3の1の(1)及び(2)の事業に係る利子補給金
- (2) 要綱第3の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の事業に係る助成金
- (3) 要綱第3の1の(5)の事業に係る経営所得安定対策等支援資金

2 軽減支援対策事業の実施に必要な事務費

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費

- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

第4 補助金交付決定前の着手

毎年度の事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農家負担金軽減支援対策事業交付決定前着手届（参考別記様式）をあらかじめ農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、軽減支援対策事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農振第2305号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 土地改良負担金償還平準化事業実施要領（平成2年7月20日付け2構改D第440号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良負担金償還円滑化事業実施要領（平成2年7月20日付け2構改B第815号農林水産省農村振興局長通知）、特別型国営事業計画償還助成事業実施要領（平成2年7月20日付け2構改D第443号農林水産省農村振興局長通知）、独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業実施要領（平成15年10月1日付け15農振第1413号農林水産省農村振興局長通知）、担い手育成支援事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第292号農林水産省農村振興局長通知）、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知）、災害被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1819号農林水産省農村振興局長通知）及び経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2266号農林水産省農村振興局長通知）を廃止する。
- 3 平成23年度における平準化事業の事業実施主体は、平準化事業着手後速やかに、財団法人全国土地改良資金協会から平準化利子補給積立金（土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2412号農林水産事務次官依命通知）附則3の平準化利子補給積立金をいう。以下同じ。）の全額を譲受するものとする。
- 4 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金を金融機関への預金若しくは貯

金又はその他農村振興局長の承認を得た方法により運用するものとする。

- 5 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金の運用によって生じた果実を同積立金に繰り入れるものとする。
- 6 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金は、要綱第7の2の(3)に基づき平成21年度までに承認された利子補給に係る平成23年度以降の利子補給金（都道府県が補助する額を除く。）の交付に充てるものとする。
- 7 平準化事業の事業実施主体は、毎年度の利子補給金の交付完了後、平準化利子補給積立金の残額が、平成21年度までに承認された利子補給に係る利子補給金の翌年度以降の交付見込み額の合計額を上回る場合には、その差額を翌年度の4月末日までに国に納付するものとする。
- 8 平準化事業の事業実施主体は、平準化事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに農村振興局長に報告し、平準化利子補給積立金の扱いについてその指示を受けるものとする。
- 9 この要領により廃止される特別型国営事業計画償還助成事業実施要領及び独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業実施要領に基づき認定された償還計画であって、平成23年度以降も実施するものについては、この要領に基づき認定されたものとみなす。
- 10 平成23年度における経営安定対策基盤整備緊急支援計画の認定申請書の提出期限は、別紙8の第5の2の(2)の規定にかかわらず、平成23年9月末日とする。

附 則（平成24年4月6日付け23農振第2651号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25農振第415号）

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付け25農振第2261号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け26農振第2217号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け27農振第2386号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28農振第2060号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

参考別記様式

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所
団体名
代表者名 印

平成 年度農家負担金軽減支援対策事業交付決定前着手届

平成 年度に割当内示のあった標記事業について、以下の条件を了承の上、補助金交付決定前に下記のとおり着手したいので、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）第4に基づき提出します。

記

- 1 着手予定年月日
- 2 補助事業交付決定前着工を必要とする理由

(条件)

補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。